

農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、平成29年7月19日をもって任期満了となる農業委員及び新設される農地利用最適化推進委員を下記のとおり募集しています。

1. 募集人数

- ・農業委員 15名
- ※ 定員の過半数以上が認定農業者（8名以上）となります。
- ・農地利用最適化推進委員 23名
- ※ 地区（7地区）からの募集になります。（別表1参照）

2. 募集期間

平成29年3月21日（火） ～ 平成29年4月28日（金）

3. 選考方法

【農業委員】中津市が「農業委員選考委員会」を設置し選考を行い、議会の同意を得て市長が任命する。

【農地利用最適化推進委員】農業委員会が委嘱する。

4. 中間公表結果

- ※平成29年4月18日時点の推薦及び応募状況
- ・農業委員 17名（うち認定農業者 13名）
- ・農地利用最適化推進委員 10名

5. 応募方法

推薦申込書もしくは応募申込書に必要な事項を記入の上、提出してください。

応募については農業委員会事務局及び各支所農業委員会事務局にて応募要綱・応募用紙を配布しています。また中津市ホームページでダウンロードできます。

(<http://www.city-nakatsu.jp/doc/2017032000029>)

問合先：農業委員会事務局 担当：梶原
（電話：0979-22-1111・内線550、551）
各支所農業委員会事務局

(別表1)

中津市農地利用最適化推進委員区域設定一覧表

区域名	人数	選 出 地 区 [行 政 区]
第1地区	3人	中津市自1番地・至2653番地、中津市大字角木、同大塚、同蛸瀬、中津市字小祝、同小祝新町、中津市大字上宮永、同下宮永、同島田、同中殿、中津市丸山町、同中央町、同豊田町、同島田本町、同宮島町、同天神町、同蛭子町、同東本町、中殿町、中津市大字牛神、同一ツ松、同宮夫、同金手、同東浜、同大新田、中津市牛神町、同沖代町の区域
第2地区	3人	中津市大字相原、同永添、同湯屋、同万田、同高瀬、同大貞、同中原、同加来、同上池永、同大悟法、同福島、同伊藤田、同北原、同犬丸の一部の区域
第3地区	3人	中津市大字上如水、同是則、同合馬、同全徳、同下池永、同定留、同諸田、同田尻、同今津同赤迫、同鍋島、同植野、同野依、同犬丸（一部を除く）の区域
第4地区	4人	三光の地域
第5地区	3人	本耶馬溪の地域
第6地区	4人	耶馬溪の地域
第7地区	3人	山国の地域

農業委員会等に関する法律の改正の概要

1. 改正の目的

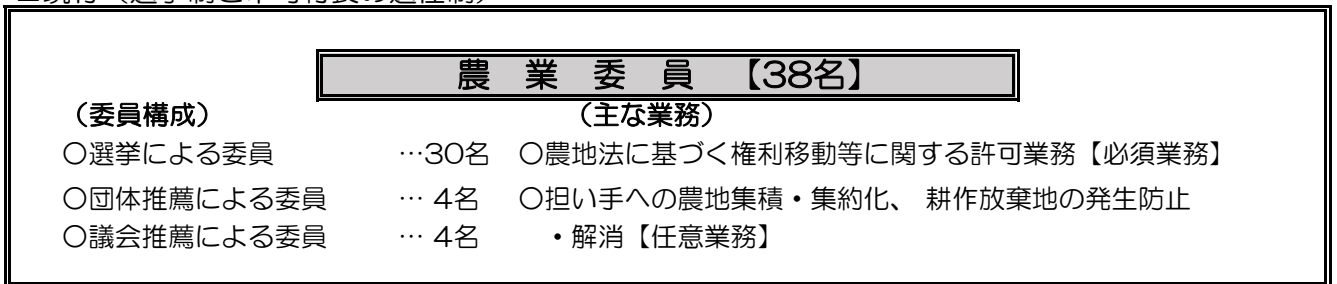
農業委員会が、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をよりよく果たせるようにする。

- 農業委員の選出方法の変更
- 農地利用最適化推進委員の新設

2. 改正の概要

改正農業委員会法は、平成27年9月4日交付され、平成28年4月1日より施行されています。ただし、本市の場合は経過措置により現農業委員が任期満了まで在任することから、それまでに農業委員の選出等、制度の改正が必要になる。

■現行（選挙制と市町村長の選任制）



■新制度

